

北海道学芸職員部会入会申込書

令和 年 月 日

北海道博物館協会学芸職員部会に加入したいので、本申込書を提出します。またあわせて北海道博物館協会学芸職員部会メーリングリストの登録も申請します。

① 氏 名 _____

② 所 属 _____

③ 所属所の住所 〒 _____

④ 電話番号 _____

⑤ FAX番号 _____

⑥ E-mail _____

*メーリングリストに登録するアドレスをご記入ください。部会からの連絡はすべてこのメーリングリストを通じて行われるので、頻繁にご覧になるアドレスをお願いします。

*本会の規約を添付しますので、ご一読ください。

★会費入金について

年会費は1,000円になります。郵便局に備え付けの「払込取扱票」に必要事項をご記入の上、次のページの記入例を参考の上、下記の口座番号にお振込みください。

■口座番号：02700-0-100885

■加入者名：北海道博物館協会学芸職員部会

<お申込み・お問合せ先>

北海道博物館協会学芸職員部会 事務局 高橋 美鈴

〒058-0024 北海道様似郡様似町会所町1番地 様似郷土館

Tel : 0146-36-3335

E-mail indo.pacificbeads@gmail.com

*本申込書の送付方法はE-mail、FAX、郵送のいずれでも構いません。

郵便局でお振込の場合の「払込取扱票」記入例

払込取扱票		〒印記号 - 番号はお間違えのないよう記入してください。	
00		口座記号	口座番号 (右詰めで記入)
027000	0	100885	
加入者名 北海道博物館協会学芸員部会		金額	千 百 十 万 千 百 十 円
通 信 欄		料 金	¥ 1000
平成 24 年度会費		備 考	
〒000-0000 札幌市北区00条00番地 ☆☆博物館 学芸太郎		日 附 印	
おなまえ 学芸太郎		様	
(二通特元電話券) 000-000-0000			

各欄の赤印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
これより下部には何も記入しないでください。

こちらも記入ください!

振替払込請求書兼受領証

口座記号	027000
口座番号	100885
加入者名	北海道博物館協会学芸員部会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
おなまえ	¥ 1000
ご依頼人	学芸太郎
おなまえ	学芸太郎
日 附 印	
料 金	
備 考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

北海道博物館協会学芸職員部会規則

- (名称)
第1条 この会は、北海道博物館協会学芸職員部とする。
- (組織)
第2条 この会は、北海道博物館協会の会員、及びこの会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- (目的)
第3条 この会は、会員相互の連携を図り、博物館に関する専門的調査、研究をすることを目的とする。
- (事業)
第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1 博物館に関する専門的調査、研究
2 会員相互の情報交換
3 その他本会の目的達成に必要な事業
- (役員)
第5条 この会に次の役員を置き、事務局長宅に事務局を置く。
1 部会長 1名
2 副部会長 2名
3 事務局長 1名
4 事務局次長 1名
5 幹事 若干名
6 監事 2名
- (役員職務)
第6条 部会長は、この会を代表し会務を掌握する。副部会長は、部長を補佐し、部会長事故あるときは、その事務を代理する。事務局長は、会計・庶務を処理する。幹事は、会務を執行する。監事は、この会の会計を監査する。
- (役員会)
第7条 部会役員会は、部会長、副部会長、事務局長、幹事、監事をもって構成する。
第8条 部会役員会は、会長の承認を受け、部会長が召集し、次の事項を審議する。
1 予算及び決算についての事項
2 事業についての計画及び報告
3 その他の会務の執行についての事項
- (役員選出)
第9条 部会役員は、すべて部会の総会において選出する。
- 第10条 部会役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
(総会)
第11条 部会の定期総会は、会長の承認を受け、部会長が召集し年1回開催する。なお部会長が必要と認めたとき、または部会員の3分の1以上の要求があれば、臨時総会を開かなければならない。
第12条 部会の総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状をもって代えることができる。
第13条 部会の総会の決議は、出席者の2分の1以上の賛成を得なければならない。
(会計)
第14条 この会の会計年度は、当年度の総会日に始まり、翌年度の総会前日に終わる。
(経費)
第15条 この会の経費は、会員の会費・助成金及びその他の収入をもって充てる。
(会費)
第16条 会員の会費は、次のとおりとする。
年額 1,000円
会費が2年間未納の場合は、退会となる旨を通知し、それでも会費未納の場合は年度末をもって退会とする。
(その他)
第17条 この会を施行するために必要な細則は、部会役員会において定め、協会役員会に報告するものとする。
- 附則 この会則は昭和52年7月28日から施行する。
平成3年7月23日 一部改正
平成5年7月7日 一部改正
(第5条)
平成20年9月25日一部改正
(第2条、第16条)
平成23年11月9日 一部改正
(第5条、第14条)
平成25年8月29日 一部改正
(第5条)